

サンホセ日本人学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行っていく。

2 「児童生徒理解交流会」の設置

① 会の構成員

全教職員とする。

② 会の運営

月に1回の職員会議のなかで、必要に応じて設置する。

また、校長は学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 会の活動内容

未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対する聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施

取組の検証

- ・いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検といじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

- ・職員の情報交換や児童生徒理解交流会での資料を通して、学校全体がいじめのない学校づくりに向けて共通の姿勢で一致協力していく。
- ・主体的に学ぶための指導の工夫とともに、「明るく、思いやりのある子」の育成に力を入れ、コミュニケーション能力の向上に努める。

これらの取組を通して、規律ある学級・学年集団、確かな学力、自己有用感を感じられる集団づくりを進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

② いじめの早期発見

- ・毎朝の職員の打ち合わせ時に、児童生徒の健康観察を含めた情報交換を行う。
- ・定期的な教育相談を行い、児童の気持ちに対してのアンテナを高める。
- ・日頃から教職員間における報告、連絡、相談を継続することや、児童生徒理解交流会での情報交換など、学年担任だけではなく、学校全体で児童・生徒の様子についての共有化を基本とする。
- ・保護者、運営委員会、大使館と連携していく。

いじめは誰にでも起こりうること、大人の目のつきにくいところで行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすること、大人が気付きにくい、判断しにくい状況で行われることを認識し、些細な兆候も見逃さない意識を持つ。少しでもいじめにつながると思われることには、早い段階でかわかり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することが必要である。

③ いじめに対する措置

- ・校長・教務主任・生徒指導担当・担任を中核として速やかに対応し、方針決定を行う。
- ・方針決定後、被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導と支援を、担任を中心に行う。
- ・必要に応じて、保護者の協力、運営委員会・大使館との連携を行う。

事実の確認後、加害児童に対しては、本人の人格の成長のための教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、事情や心情を聴取し、反省を促すとともに、再発防止に向けて適切な指導を行う。被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、心のケアを考慮しながら、継続的に対応する。

④ いじめの解消

- ・解消に向けて、全職員で情報を共有しながら進めていく。
- ・いじめ解消の要件については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
(1) いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
(2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

⑤ 取組の年間計画

月	内容		
4	年間計画確認	懇談会 PTA 総会	児童生徒理解交流会
5	教育相談週間①		学級経営案報告
6			児童生徒理解交流会
7	個人懇談		児童生徒理解交流会
8			児童生徒理解交流会
9	教育相談週間②		児童生徒理解交流会
10			児童生徒理解交流会
11			児童生徒理解交流会
12	学校評価アンケート	個人懇談	児童生徒理解交流会
1	年度末反省		児童生徒理解交流会
2	次年度立案	懇談会	学級経営案反省
3			
随時	朝の打ち合わせ（職員間で共有） 保護者との連携	全校帰りの会での指導 海外子女教育振興財団教育相談員との連携	

4 重大事態への対処

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

② 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、状況に応じて運営委員会・大使館・文部科学省に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。